平成２９年（フ）第１７５８号
名古屋市南区忠次２丁目４番28号　新豊田荘１棟305号、従前の住所名古屋市熱田区桜田町15番３―804号（桜田団地）
債務者　細川　　宗
１　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９２２号
愛知県あま市中萱津大坊22番地　アングランＣ102号
債務者　篠原　　功
１　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０２８号
名古屋市守山区森宮町148番地　ドミール谷口105号、従前の住所名古屋市守山区瀬古３丁目1201番地　リバーサイド勝川210号
債務者　道家　祥代
１　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９０４号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番１―101号
債務者　石山功こと　石　　判守
１　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９３３号
神戸市北区道場町塩田2877番地
債務者　東本　英春
１　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９３４号
神戸市垂水区山手６丁目３番２―106号、従前の住所神戸市垂水区馬場通２番19―102号
債務者　山岡　一夫
１　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５０号
神戸市灘区赤松町２丁目１―24　サンビレッジ六甲台106号室、住民票上の住所神戸市東灘区住吉台４番７―602号
債務者　黒部　元喜
１　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５５号
神戸市東灘区向洋町中３丁目１―２　特別養護老人ホーム　協同の苑　六甲アイランド、住民票上の住所神戸市東灘区深江南町１丁目８番31―113号
債務者　澁谷　　清
成年後見人　藤井　芳典
１　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５６号
神戸市長田区御蔵通２丁目13番地の１ウイング神戸1012号、従前の住所神戸市中央区元町通５丁目１番７―504号
債務者　利根川愛子（旧姓西村）
１　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９７６号
神戸市須磨区東落合１丁目３番169―306号
債務者　吉岡　太司
１　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９８６号
神戸市長田区野田町９丁目３番６号　ｔｕ―ｋｉ105号、従前の住所神戸市西区宮下１丁目21番３号
債務者　岡本　　剛
１　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９９２号
神戸市須磨区一ノ谷町１丁目１番８―304号
債務者　尾崎欣美こと　尾﨑　欣美(旧姓田中)
１　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７０１号
名古屋市南区内田橋２丁目31番８号　島田屋ハイツ３Ｇ号
債務者　遠目塚陵一
１　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８６号
広島県福山市引野町北３丁目７番10号　ローズハイツ高屋204
債務者　松成　昌洋
１　決定年月日時　平成29年12月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第９２号
鹿児島県薩摩川内市平佐町3629番地２
債務者　山田　正司
１　決定年月日時　平成29年12月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第６５１号
神奈川県平塚市長持351番地の２　田中ビル203号
債務者　岩崎　寛毅
１　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部